

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課(室)

【告示】

漁船保険付保義務の消滅

【公告】

特定非営利活動法人の定款変更の認証の

申請

一般競争入札の実施

県営土地改良事業計画の縦覧

落札者等の決定

【教育委員会】

岡山県文化財保護条例に基づく文化財の

指定

【公安委員会】

猟銃等講習会の開催

年少射撃資格講習会の開催

水産課

県民生活交通課

医療推進課

耕地課

用度課

教育委員会

生活安全企画課

目次

担当課(室)

岡山県告示第六十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百三条の二第一項の規定により、次の加入区について、平成二十四年岡山県告示第三十三号（伊里、邑久加入区）による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成二十八年一月十六日限り、消滅した。

平成二十八年二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区の名称 伊里加入区

邑久加入区

(四三) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十八年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十八年一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポートセンタージョイ

三 代表者の氏名

岡崎 晴美

四 主たる事務所の所在地

倉敷市下津井吹上二丁目五番一四号

五 定款に記載された目的

この法人は、心身障害児・者並びに高齢者に対して、地域生活支援と安らぎに関する事業を行い、福祉の増進と向上に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

役員に関する事項及び解散に関する事項

第11758号 岡山県公報 平成28年2月5日

〔四四〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。なお、この入札は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十の二の規定による総合評価一般競争入札方式により落札者を決定する。

平成二十八年二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県救急医療情報システムに関する役務提供業務

(2) 調達業務の特質等

入札説明書及び岡山県救急医療情報システムに関する役務提供業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約の締結の日から平成33年9月30日まで

(4) 履行場所

岡山県保健福祉部医療推進課長の指定する場所

(5) 入札方法

総合評価一般競争入札により実施する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、平成27年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものに係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成27年岡山県告示第39号（情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から岡山県役務

号 1 1 7 5 8 第 岡 山 県 公 報 平 成 2 8 年 2 月 5 日

の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 賃貸借する物品について、第三者から県に貸付けを行わせようとする者において、当該第三者が岡山県の物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者名簿に登録されており、当該名簿の営業種目が、「大分類：9その他、小分類：12レンタル・リース類」であり、そのランクが「A」である者をあらかじめ選定しておくこと。

(7) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

3 競争入札参加資格の確認申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者は、次に掲げるところにより、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書の交付等

ア 交付期間

平成28年2月5日（金）から同月19日（金）まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県保健福祉部医療推進課地域医療体制整備班
電話（086）226 - 7084（直通）
F A X（086）224 - 2313

電子メールアドレス iryu@pref.okayama.lg.jp

また、岡山県保健福祉部医療推進課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/34>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付等

岡山県公報 第11758号 平成28年2月5日

ア 受付期間

平成28年2月5日（金）から同月19日（金）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

(1) イの場所に同じ。

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 賃貸借する物品について2(6)に定める第三者による貸付けを行わせようとする場合にあつては，岡山県救急医療情報システムに関する役務提供業務の賃貸借について入札説明書に定める書類（様式第2号）

エ 提出方法

持参又は書留郵便若しくは信書便による送付（以下「郵送等」という。）によるものとする。

(3) 結果通知等

2(1)，(2)及び(6)の競争入札参加資格について審査し，適合又は不適合であった旨を通知する。また，2(3)から(5)まで及び(7)の競争入札参加資格については，5(4)の提案書説明会の終了後に審査し，不適合と認められた者に対しては，その旨を通知する。なお，競争入札参加資格について不適合と認められた者は，当該通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に，(1)イの場所宛てにファックスにより，その理由について説明を求められることができる。

(4) その他

この一般競争入札への参加を希望する者で，2(1)の資格を有しないものは，資格告示に基づき申請手続を平成28年2月12日（金）までに次の場所で行うこと。

〒700 - 8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課情報化推進班

電話（086）226 - 7264（直通）

4 入札説明書の交付等

(1) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

平成28年2月5日（金）から同月19日（金）まで（休日を除く。）の午前9時

から午後 5 時まで

イ 交付場所

3 (1)イの場所に同じ。また，岡山県保健福祉部医療推進課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/34>）からダウンロードすることもできる。

(2) 入札説明会

開催しない。

5 入札及び開札等

この一般競争入札に参加する者は，入札書及び提案書を次のとおり提出しなければならない。なお，開札後，予定価格の範囲内の応札者に限り，提案書説明会を開催し，評価を行う。

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成28年 3月16日（水）午前10時

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡山県出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書及び提案書を持参すること。ただし，代理人が持参する場合は，本人からの委任状を持参し，開札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書及び提案書を封印をして，3(1)イの場所を宛先とした書留郵便（封筒を二重とし，外側の封筒に「入札書等在中」と朱書きし，内側の封筒に1(1)の件名及び(1)アの日時を記載したものに限り。）をもって平成28年 3月15日（火）の午後 4 時までまでに到着するよう郵送等により提出すること。

(3) 入札方法

入札金額は，5 年間の使用料又は賃貸借料とする。なお，落札者の決定に当たつ

ては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 提案書説明会

日時及び場所については，入札終了後に予定価格の範囲内の価格をもって応札した者に対して通知する。なお，提案書の説明の時間は，内容説明30分及び質疑応答10分の計40分とする。

6 落札者決定基準

- (1) 入札価格に応じて，次のとおり価格点を与える。(配点200点)
 価格点 = $200 \times (1 - (\text{入札金額} \times 1.08) / \text{予定価格})$
- (2) 提出された提案書の内容に応じて，次の評価項目及び評価内容により機能評価点を与える。(配点800点)

評価項目	評価内容	配点	
基本方針 (25点)	・現状の課題の分析，改善策	25	
共通要件 (275点)	アクセシビリティ	・同時アクセシビリティ対応及びレスポンス	15
	セキュリティ対策	・仕様書記載の各要件	25
	セキュリティ対策への取組み	・プライバシーマーク又はISMS認証基準	10
	全体のデザイン性及び操作性	・本県にふさわしいデザイン ・ナビゲーション設計	10

<p>運用保守の基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポート内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・運用保守の考え方 ・サポート内容 ・ヘルプデスクの対応内容 ・障害発生時の対応 	15
<p>運用サポート体制・役割分担</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サポート体制及び役割分担の確保 	15
<p>費用請求業務対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・費用請求業務の満足度 	10
<p>プロジェクトの実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制及び資格 	15
<p>スケジュール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なスケジュールの記載 	10
<p>操作マニュアル・研修会対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアル作成及び研修会への対応内容 	10
<p>ホスティング業務の信頼性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ機器の構成 ・システム稼働の安定性，対災害性等 	25
<p>ネットワーク要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書記載の各要件 	25
<p>バックアップ要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書記載の各要件 	15
<p>データ移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データの移行方法 ・移行に当たってのリスク，対策等 	15
<p>消防局システムオンライン 接続機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防局との接続回線等の要件の理解度 	25

救急医療情報システム (320点)		<ul style="list-style-type: none"> ・接続代替時の事前調整 ・スムーズな移行方法 	
	消防局システムとの搬送実績等共有機能	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の取込方法 ・将来的な対応状況 	25
	システム提供実績	<ul style="list-style-type: none"> ・類似したシステムの提供実績 	10
	基本機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・救急医療情報システムの機能要件 	25
	ユーザー管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラウザでのユーザー管理の簡易性等 	15
	タブレット端末の提供要件	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書記載の各要件 	25
	汎用性	<ul style="list-style-type: none"> ・調達した端末以外の端末での対応状況等 	15
	応需情報入力機能の操作性 (医療機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・視認性, 操作性等 ・搬送先選定のための負担軽減対応等 	25
	応需情報入力機関の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書記載の各要件 	15
	搬送実績共有機能の操作性 (消防機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・画面構成等 ・消防機関の業務プロセスへの配慮 	25

医療機能情報提供システム (180点)	消防機関の情報入力の特易性	・消防機関の情報入力の特易性	25
	搬送実績共有機能の検索機能	・視認性，操作性等	25
	傷病者情報共有機能	・視認性，操作性等 ・画像伝送機能	25
	受入可否一斉照会機能	・視認性，操作性等	25
	統計機能	・CSV形式での出力対応等	10
	その他機能	・休日夜間当番医機能等	15
	追加提案	・仕様書に記載のない提案	25
	基本要件	・医療機能情報提供システムの機能要件	25
	ユーザー管理機能	・ブラウザでのユーザー管理の特易性等	15
	SEO対策	・各種検索エンジンによる検索への対応状況	10
デザイン性及び操作性(県民)	・デザインの統一性 ・県民による検索等の行いやすさ	15	
デザイン性及び操作性(医)	・デザインの統一性	15	

療機関)	・医療機関による報告の行いやすさ	
デザイン性及び操作性(管理者)	・デザインの統一性 ・承認等の行いやすさ	15
管理者用機能	・仕様書記載の各要件	25
法令等改正時の対応	・追加費用の発生しない方法, 費用を抑えた方法の対応状況	25
医療機能情報の出力	・CSV形式での出力対応等	10
追加提案	・仕様書に記載のない提案	25

(3) 落札者の決定方法

入札書に記載された入札価格が予定価格以下である者のうち, (1)の入札価格並びに(2)の評価項目及び評価内容により, 価格点及び機能評価点の合計得点の最も高い入札者を落札者とする。なお, 価格点及び機能評価点の合計得点が最も高い者が2者以上あるときは, 機能評価点の高い者を優先する。

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札, 入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は, 無効とする。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be procured :

Labor offer business concerning Okayama Prefecture disaster and emergency medical information system

(2) Contract period :

From contract date through September 30, 2021

(3) Fulfillment place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

10:00 A.M. 16 March, 2016

(5) Contact point for the notice :

Medical services promotion division, department of health and social welfare, Okayama Prefectural Government,

2 - 4 - 6 , Uchisange, Kita - ku, Okayama - shi , Okayama - ken, 700 - 8570,

Japan

TEL : (086) 226 - 7084

平成28年2月5日 岡山県公報 第11758号

(四五)土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に申し立てることができる。

平成二十八年二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(ため池等整備 今井池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備 今井池地区)計画書

三 縦覧の期間

平成二十八年二月五日から同月二十六日まで

四 縦覧の場所

津山市役所

平成28年2月5日 岡山県公報 第11758号

〔四六〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成二十八年二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

ノート型パーソナルコンピュータ 三四八式

二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県出納局用度課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日

平成二十七年十二月二十四日

四 落札者の氏名及び住所

リコージャパン株式会社

岡山市北区下中野二三六番地六

五 落札金額

二七、一一六、八五六円（うち消費税額及び地方消費税の額二、〇〇八、六五六円）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 入札公告日

平成二十七年十一月十三日

岡山県教育委員会告示第一号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第四条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第一項の規定により、次のとおり岡山県指定重要文化財、岡山県指定重要無形民俗文化財及び岡山県指定史跡の指定をする。

平成二十八年二月五日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 有第三五七号
- 二 種別 重要文化財 彫刻
- 三 名称及び員数 木造不動明王立像 一 軀く
- 四 所在地 和気郡和気町泉六〇九番地
- 五 所有者 宗教法人安養寺 代表役員 内藤 優湛
- 六 製作年代 平安時代後期
- 七 指定理由

昭光山安養寺は、天平勝宝年間の創建と伝えられる天台宗寺院である。本堂に安置されている木造不動明王立像の台座を含んだ全高は一二九・五センチメートルで、像高は九九・〇センチメートル。全体に煤塵を受けて黒ずんでいるが、一部に造像当初のものと思われる彩色の痕跡がある。裙、腰布、条帛に描かれた文様はかなり緻密な描写であり、截金も確認できる。

ヒノキ材製の一木割造で、頭体幹部は正中あたりで左右に割り、内割りを施したうえ矧付ける。左右肩より先、肘より先は別材を矧ぐ。頭頂部、後頭部、後ろ肩にかけてひどく熱を受けた痕跡があり、首の付け根あたりに整形材（木屑漆）が多く見られるのは、その損傷を修理形成したためと思われる。背面の矧ぎ部分には六ミリメートル程度のマチ材をはめ込み後補してある。利剣を持つ右手首にマチ材を入れて調整しているが、右手そのものは当初材である。

丸みを帯びた童子のような体つき、頭頂にのる七莎髻、左肩に垂れた辮髪、右目は天を左目は地をにらむ天地眼、右の下牙を上、左の上牙を下に出してかみしめた口、額には波状に浮き出た皺（水波相）、醜悪を装う顔つき、右手に剣、左手に羅索、これらはいずれも九世紀末に天台僧安然が著した『不動明王立印儀軌修行次第』に基づく不動明王の姿（不動十九観）である。条帛の衣文表現の彫技などにやや形式的なところもあるが、張りのある頬、健全で破綻がない身体表現、腰高で左肩をやや下げる

平成28年2月5日 岡山県公報 第11758号

様子など、平安時代後期の不動明王像として典型的な特徴をもつ貴重な作例である。

- 一 指定番号 有第三五八号
- 二 種別 重要文化財 歴史資料
- 三 名称及び員数 岡山藩学校及び閑谷学校扁額類 二枚、三幅
おかやまはんがっこう しずたにがっこうへんがくゑい
 附閑谷学校大成殿及び芳烈祠扁額本紙 二幅
しずたにがっこうたいせい殿 ほうれつしへんがくほんし

番号	資料名	員数	製作年
1	扁額「学校」	一枚	寛文九（一六六九）年
2	扁額「講堂」	一枚	寛文九（一六六九）年
3	扁額本紙「学校」	一幅	寛文九（一六六九）年
4	扁額本紙「講堂」	一幅	寛文九（一六六九）年
5	扁額本紙「校門」	一幅	寛文九（一六六九）年
附1	扁額本紙「大成殿」	一幅	宝永四（一七〇七）年
附2	扁額本紙「芳烈祠」	一幅	宝永四（一七〇七）年

- 四 所在地 岡山市北区丸の内二丁目七番一五号 一般財団法人林原美術館
- 五 所有者 一般財団法人林原美術館 館長 谷一 尚
- 六 製作年代 寛文九（一六六九）年～宝永四（一七〇七）年
- 七 指定理由

「学校」及び「講堂」の扁額は佐々木志頭磨（志津磨）の揮毫によるもので、いずれも針葉樹の一枚板で、縦六六・五センチメートル、横一一・四センチメートル、裏面には固定用の鉄製金具が取り付けられている。表面を台鉋で削り、錆下地を施し

た後、黒漆塗りされた痕跡が確認できる。裏面に腐食止めのために塗布されたと考えられるペンガラが全面に薄く残存しているほか、文字部分にもわずかにペンガラが残る。初め岡山藩学校の校門、講堂に掲げられていたが、扁額の裏面に「元閑谷学校」と記された貼紙があることなどから、後に閑谷学校に移され、それぞれ校門、講堂に掲げられたと考えられる。藩学校のもつ威厳を体現するような堂々とした唐様の大字で書かれ、書跡としても優れた作品である。あわせて、これらの扁額及び藩学校外門に掲げられていた「校門」の扁額のものになった本紙三幅も残っている。いずれも縦五七・五センチメートル、横一〇八・〇センチメートルで、箱書から宝永五（一七〇八）年八月に表装され、藩学校の文庫に納められていたことが分かる。

また、附とした「大成殿」「芳烈祠」と墨書された閑谷学校の扁額本紙二幅は、いずれも縦四〇・八センチメートル、横八八・九センチメートルで、池田綱政の命により佐々木玄龍（一六五〇～一七三三）により宝永四（一七〇七）年に揮毫されている。

これらの扁額類は、全国に先駆けて設立された藩学校及び閑谷学校という岡山藩の教育機関の歴史を伝える貴重な資料であるとともに、「学校」「講堂」「校門」の扁額及び本紙は芸術性の高い作品でもある。

一 指定番号 有第三五九号

二 種別 重要文化財 歴史資料

三 名称及び員数 朝鮮通信使関係資料 九幅

番号	資料名	員数	製作年
1	朝鮮通信使漢詩書軸 従事官申濡筆	一幅	寛永二十（一六四三）年
2	朝鮮通信使漢詩書軸 従事官申濡筆	一幅	寛永二十（一六四三）年
3	朝鮮通信使漢詩書軸 製述官朴安期筆	一幅	寛永二十（一六四三）年
4	朝鮮通信使漢詩書軸 正使趙珩筆	一幅	明暦元（一六五五）年

9	朝鮮通信使漢詩書軸 書記官南聖重筆	一幅	正徳元(一七一一)年
8	朝鮮通信使漢詩書軸 製述官李攢筆	一幅	正徳元(一七一一)年
7	朝鮮通信使漢詩書軸 従事官李邦彦筆	一幅	正徳元(一七一一)年
6	朝鮮通信使漢詩書軸 副使任守幹筆	一幅	正徳元(一七一一)年
5	朝鮮通信使漢詩書軸 副使兪瑒筆	一幅	明暦元(一六五五)年

四 所在地 岡山市北区後楽園一番五号 岡山県立博物館

五 所有者 宗教法人本蓮寺 代表役員 圓成 昭龍

六 製作年代 寛永二十(一六四三)年、正徳元(一七一一)年

七 指定理由

朝鮮通信使は、慶長十二(一六〇七)年から文化八(一八一)年まで十二回来日した朝鮮の外交使節である。通信使の一行には、文人・学者・書家・画家が多く含まれており、日本の文人等との交流が盛んに行われた。

本蓮寺では、岡山藩による通信使の接待が正式に始まった寛永元(一六二四)年の第三回から明暦元(一六五五)年の第六回まで接待が行われ、その境内は鞆福禅寺境内(広島県福山市)、興津清見寺境内(静岡県静岡市)とともに、朝鮮通信使遺跡として国の史跡に指定されている。

本蓮寺に伝わる九幅は、寛永二十(一六四三)年の第五回、明暦元(一六五五)年の第六回、正徳元(一七一一)年の第八回に通信使として来日した正使、副使など高官の手による漢詩の墨跡で、作者は落款、後筆、一部の書軸に残る題簽などから判断できる。その内容は牛窓や本蓮寺の情景などを詠み込んだものとなっている。

天和二(一六八二)年の第七回から接待の場所は本蓮寺から御茶屋に移っているため、正徳元(一七一一)年の漢詩は本蓮寺の僧がわざわざ御茶屋に赴いて、漢詩を求めたことが推測される。また、五言律詩の全てが次韻という形式で詠まれ、共通の文字で韻を踏んでいる。これらのことから、本蓮寺、通信使双方に交流を一回限りのものとせず、継続的なものにしようとする意識を看取でき、江戸時代の地域における日

朝の文化交流を示す資料として貴重である。

一 指定番号 記第一一一号

二 種別 史跡

三名 称 大蔵池南製鉄遺跡おおぞういけみなみせいしてついでせき

四 所在地、範囲及び地積

所在地 津山市神代

範囲 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第 座標系を

基準とする第一地点（X¹¹マイナス一〇六九九〇・七九三メートル、
Y¹¹マイナス三八一六九・一二五メートル）、第二地点（X¹¹マイ
ナス一〇七〇〇〇・〇二六メートル、Y¹¹マイナス三八一七一・一
六五メートル）、第三地点（X¹¹マイナス一〇六九九五・二五九メ
ートル、Y¹¹マイナス三八一九一・二三八メートル）及び第四地点
（X¹¹マイナス一〇六九八六・八〇八メートル、Y¹¹マイナス三八
一八八・九五二メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲
指定範囲に関する実測図を岡山県教育委員会及び津山市教育委員
会に備え置いて縦覧に供する。

地積合計 一八五・八六平方メートル

五 所有者 株式会社久米カントリークラブ 代表取締役 中山 明憲

六 指定理由

大蔵池南製鉄遺跡は、北は久米川、南は倭文川にはさまれた独立丘陵である稼山山塊の南西斜面に位置する。稼山一帯には稼山遺跡群が分布し、そのうち、十七基の古墳からなる稼山古墳群は六世紀中頃から八世紀初頭にかけての古墳からなり、九基の古墳には製鉄や鍛冶に伴う廃棄物である鉄滓が副葬されていた。

遺跡群の南西部に位置する大蔵池南製鉄遺跡では、昭和五十五（一九八〇）年の発掘調査によって、南向きの斜面を造成してつくられた平坦面に、七層の作業面と六基の製鉄炉跡が検出された。さらに下層にも作業面が確認されたが、遺跡保存のため調査は行っていない。特に残存状態が良好であった四号炉は、長辺一〇五センチメートル、短辺五〇センチメートルで、わずかに掘りくぼめられた浅い皿状を呈する炉跡底部が検出されている。

六基の製鉄炉跡は、炉跡底部焼土面の形状から、いずれも箱形炉と推定され、当時の理化学分析により砂鉄を原料とした製鉄が行われたとされた。また、送風孔の痕跡が残る炉壁片が出土しており、鞆が備わっていた。なお、製鉄炉跡の他に燃料置場、廃滓場などの遺構が確認されている。作業面で出土した須恵器及び土師器から、遺跡の操業年代の上限は六世紀後半までさかのぼると考えられる。

本遺跡は、遺構の残存状況が良く、古代の製鉄技術の発端を示すとともに、発見当時、操業年代が古墳時代までさかのぼることを日本で初めて確認し、我が国の製鉄史研究を大きく前進させた遺跡である。

一 指定番号	記第一一二号
二 種別	史跡
三 名称	一丁坑古墳 <small>いちちやうくわくこふん</small>
四 所在地、範囲及び地積	総社市秦
範囲	<p>国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第 座標系を基準とする第一地点（X＝マイナス一四五〇〇九・七二四メートル、Y＝マイナス五七二八三・二二〇メートル）、第二地点（X＝マイナス一四四九九二・二七四メートル、Y＝マイナス五七三〇五・七一メートル）、第三地点（X＝マイナス一四四九六一・二五七メートル、Y＝マイナス五七二九七・五九二メートル）、第四地点（X＝マイナス一四四九三三・七六四メートル、Y＝マイナス五七三〇九・八〇八メートル）、第五地点（X＝マイナス一四四九二五・〇二メートル、Y＝マイナス五七二九七・八七九メートル）、第六地点（X＝マイナス一四四九二一・四三六メートル、Y＝マイナス五七二八七・八六四メートル）、第七地点（X＝マイナス一四四九一六・八四一メートル、Y＝マイナス五七二七四・七三〇メートル）、第八地点（X＝マイナス一四四九〇九・八二六メートル、Y＝マイナス五七二四九・一二九メートル）、第九地点（X＝マイナス一四四八九二・六三七メートル、Y＝マイナス五七二三三・九九四メートル）、第十地点（X＝マイナス一四四八八〇・〇八六メー</p>

トル、Y[〓]マイナス五七二二一・七一メートル)、第十一地点(X[〓]マイナス一四四八八三・五二〇メートル、Y[〓]マイナス五七二二二・八〇三メートル)、第十二地点(X[〓]マイナス一四四八九五・九二二メートル、Y[〓]マイナス五七二〇二・八五七メートル)、第十三地点(X[〓]マイナス一四四九一〇・五三一メートル、Y[〓]マイナス五七二二〇・八〇〇メートル)、第十四地点(X[〓]マイナス一四四九二五・七一五メートル、Y[〓]マイナス五七二三二・六〇六メートル)、第十五地点(X[〓]マイナス一四四九六八・四九七メートル、Y[〓]マイナス五七二三九・一九五メートル)及び第十六地点(X[〓]マイナス一四四九七九・五一八メートル、Y[〓]マイナス五七二四九・四四四メートル)を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲
指定範囲に関する実測図を岡山県教育委員会及び総社市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

地積合計 六〇〇二・六三平方メートル

五 所有者 南秦三部落自治会

宗団法人麻佐岐神社 代表役員 小橋 學

六 指定理由

一丁坵古墳は、高梁川右岸にある総社平野を見下ろす標高約一八九メートルの眺望の良い高所に築かれている。平成二十三(二〇一一)年に確認調査が行われ、全長約七〇メートルで、前方後方墳としては岡山県内二番目の規模であることが明らかとなった。

墳丘は二段築成であり、葺石、埴輪をもつ。墳丘主軸は北北東を向き、後方は長さ三五メートル、幅二八メートルを測り、埴裾と埴頂部の高低差は約四・五メートルある。前方部は長さ三五メートルで、平面形は埴丘くびれ部から前方部先端に向けて直線的に広がり、前方部端は幅二七メートル、高さは後方部頂より約三メートル低い。葺石の残存状態は良好であり、丘陵の山砂利層に含まれる円礫が使用されている。埋葬施設の詳細は未調査のため不明だが、後方部頂には石室石材と思われる板石が見られ、竪穴式石室が存在したことを窺わせる。遺物として、特殊器台形埴輪の影響を受けた埴輪や成立期円筒埴輪が出土しており、四世紀前半に築造されたと考えられる。出土した埴輪は、この地域における埴輪祭祀導入の様相を知る上で重要な手がかりと

なる。

県内では美作地域に比較的大型の前方後方墳が多く見られるが、一丁垵古墳はこれまで存在が知られていなかった備中地域高梁川流域の大型前方後方墳という点で貴重なものであるとともに、古墳時代前期における吉備と大和をはじめとする諸地域との祭祀的・政治的関係を考える上で重要である。

- 一 指定番号 民第四七号
- 二 種 別 重要無形民俗文化財
- 三 名 称 鋤崎八幡神社すきさきはちまんじんじやの秋祭りあきまつ
- 四 保護団体の名称 平川渡り拍子保存会
- 五 指定理由

鋤崎八幡神社は、応神天皇、神功皇后、豊鋤入姫命、玉依姫命を祭神とし、建武三(一三三六)年に領家職に任ぜられた平川掃部介高親が石清水八幡宮を勧請したものである。

例年十一月三日に行われる秋祭りでは、「渡り拍子」「湯立て神事」「御神幸」に続き、最後に拝殿で「宮座行事」が行われる。なかでも渡り拍子は、御神幸の供奉樂として、美麗の花笠と衣裳で飾った四人一組の跳び子が数組、鉦に合わせて太鼓のまわりを跳び回りながらバチで打ち踊る。これを樂を跳ぶといい、その様は勇壮華麗で念仏踊り系風流の芸態を示すものといわれ、祭りの最も華やかな場面である。続いて行われる湯立て神事では、神職による祝詞奏上の後、湯につけた篠によって社殿、神輿が清められ、このとき三基の神輿に神が宿るとされる。御神幸では、槍を持った猿田彦を先頭にした行列がかつての神田跡である御旅所に向かい、そこで再度渡り拍子が奉仕され、この祭礼の最大の見せ場を迎える。

最後に拝殿に東西の座が設けられ、うたげと称される宮座行事が始まる。座員による口上によって酒宴は進行し、その後「七肩半の角力すもっ」が行われる。東西の座員七組が拝殿の前庭で相撲の所作を繰り返し、最後に西座から一人が出て、片肌を脱いで神との相撲である「ひとり角力」の所作を行い、宮座行事は終了する。

鋤崎八幡神社の秋祭りは、時代の推移とともに祭礼組織や宮座構成員等に変容が見られるものの、今なお備中西部の山間地における地縁的色彩の強く投影された伝統的な民俗として伝承され、民俗学的にも芸能史的にも高く評価される。

平成28年2月5日 岡山県公報 第11758号

岡山県公安委員会告示第十二号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の三第一項の規定により、
次のとおり猟銃等講習会を開催する。

平成二十八年二月五日

岡山県公安委員会

一 講習の日時及び場所

講習課程	開催年月日	開催時刻	開催場所
初心者講習課程	平成二十八年 五月二十三日	午前十時	岡山市北区御津中山四四四・三 岡山県運転免許センター
経験者（更新）講習課程	平成二十八年 四月十日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四・三 岡山県運転免許センター
	平成二十八年 四月十三日	午後一時	高梁市段町一〇一七・一 高梁警察署
	平成二十八年 四月二十日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ
	平成二十八年 五月十一日	午後一時	津山市林田七七 津山警察署
	平成二十八年 五月十八日	午後一時	備前市伊部二七六・一 備前警察署
	平成二十八年 五月三十日	午後一時	岡山市北区御津中山四四四・三 岡山県運転免許センター
	平成二十八年 六月八日	午後一時	高梁市段町一〇一七・一 高梁警察署
	平成二十八年 六月十五日	午後一時	真庭市江川八二一・一 真庭警察署
	平成二十八年 六月二十三日	午後一時	倉敷市有城一二六五 くらしき山陽ハイツ

二 受講手続

1 提出書類

(1) 所定の様式による受講申込書 一通

(2) 写真 一枚(縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前(その日が岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日)

三 受講手数料

初心者講習課程

六千八百円

経験者(更新)講習課程

三千円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。

平成28年2月5日 岡山県公報 第11758号

岡山県公安委員会告示第十三号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第九条の十四第一項の規定により、次のとおり年少射撃資格講習会を開催する。

平成二十八年二月五日

岡山県公安委員会

一 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成二十八年四月二十八日（木） 午前十時	岡山市北区御津中山四四四・三 岡山県運転免許センター
平成二十八年五月二十七日（金） 午前十時	
平成二十八年六月二十四日（金） 午前十時	

二 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、提出前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

2 提出先

住所地を管轄する警察署

3 提出期限

受講しようとする講習会の開催日の七日前（その日が岡山県の休日であることを定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日である場合は、当該休日の直後における県の休日でない日）

三 受講手数料

九千七百円

(注) 受講申込みの際、岡山県収入証紙により納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は還付しない。

四 その他

1 代理受講は、認めない。

2 講習修了証明書は、講習会の当日に交付することとする。ただし、受講者が多数であること又は他の理由により当日交付することができないときは、後日交付することとする。